【様式１１】

住宅宿泊事業定期報告様式

住宅宿泊事業法第14条の規定により、住宅宿泊事業者は偶数月の15日までに、前2か月の定められた事項について、民泊制度運営システムで自治体に報告する必要があります。

※システムで報告できない場合には、下の表の太枠部分を記入し、
下記の方法により、期限までに当報告様式を北区にご送付下さい。

①郵送の場合	〒114-0001　北区東十条2－7－3 北区保健所生活衛生課環境衛生担当宛てにご送付ください。
②FAXで送付の場合	FAX番号「03-3919-3308」宛にご送付ください。
③電子メールで送付の場合	北区の住宅宿泊事業専用メールアドレス宛にご送付ください。 メールのタイトルは「住宅宿泊事業・定期報告」としてください。

事業者名							
届出番号	第M13				号		
報告対象期間	20		年度		月～		月分
宿泊日数		日					
宿泊者数		人					
延べ人数		人					
国籍又は地域	日本		人	韓国		人	
	台湾		人	香港		人	
	中国		人	タイ		人	
	シンガポール		人	マレーシア		人	
	インドネシア		人	フィリピン		人	
	ベトナム		人	インド		人	
	英国		人	ドイツ		人	
	フランス		人	イタリア		人	
	スペイン		人	ロシア		人	
	米国		人	カナダ		人	
	オーストラリア		人	その他		人	
宿泊日 ※宿泊させた日にちを記入してください。 （例）4/5、4/6、4/10							
注意事項	・偶数月の15日までに、前2か月分の報告が必要です。（例：6月1日～7月31日の報告を8月15日までに行う。） ・宿泊させた日数が0日の場合でも、その旨の報告が必要です。（0日、0人での報告） ・定期報告についてご不明点がございましたら、生活衛生課環境衛生担当までお問い合わせください。 Tel：03-3919-0720（直通）						